

JOFC

日本プロオーケストラファンクラブ協議会 の活動方針

「日本プロオーケストラファンクラブ協議会」は、我が国のプロオーケストラが発展して我が国の音楽文化の中核を担い続けることを期待し、その支援を目指すとともに、会員ファンクラブの親睦と交流を図ることにより、国民に広くプロオーケストラの存在意義の認識を深めるよう活動することを目的とし、その目的を達成するために次のような活動を行います。

- 会員相互の会報等情報の交換
- 会員の親睦・交流
- 国、地方公共団体に対し音楽文化発展のための政策提言
- 国、地方公共団体に対しプロオーケストラ振興のための施策要請
- 全国のオーケストラを聴くツアーホームページ開設
- プロオーケストラ支援のための各種活動
- 演奏家と市民の掛け橋となる各種活動
- その他目的を達成するため必要と思われる活動

※詳細は、「[日本プロオーケストラファンクラブ協議会会則](#)」を参照ください。

JOFC

日本プロオーケストラファンクラブ協議会 の活動方針

「日本プロオーケストラファンクラブ協議会」は、我が国のプロオーケストラが発展して我が国の音楽文化の中核を担い続けることを期待し、その支援を目指すとともに、会員ファンクラブの親睦と交流を図ることにより、国民に広くプロオーケストラの存在意義の認識を深めるよう活動することを目的とし、その目的を達成するために次のような活動を行います。

- 会員相互の会報等情報の交換
- 会員の親睦・交流
- 国、地方公共団体に対し音楽文化発展のための政策提言
- 国、地方公共団体に対しプロオーケストラ振興のための施策要請
- 全国のオーケストラを聴くツアーホームページ開設
- プロオーケストラ支援のための各種活動
- 演奏家と市民の掛け橋となる各種活動
- その他目的を達成するため必要と思われる活動

※詳細は、「[日本プロオーケストラファンクラブ協議会会則](#)」を参照ください。

日本プロオーケストラファンクラブ協議会会則

制定 平成 18 年 11 月 11 日設立会議議決
改正 平成 21 年 10 月 18 日高崎総会承認
平成 22 年 9 月 4 日名古屋総会承認
平成 29 年 11 月 18 日金沢総会承認

第 1 章 名称

第 1 条 本会は、日本プロオーケストラファンクラブ協議会（以下「本会」という。）と称し、事務局を札幌市西区八軒 9 条西 3 丁目 3-5 有限会社ビーシーコム内に置く。

第 2 章 目的

第 2 条 本会は、我が国のプロオーケストラが発展して我が国の音楽文化の中核を担い続けることを期待し、その支援を目指すとともに、会員ファンクラブ（以下「クラブ」という。）の親睦と交流を図り、よって国民が広くプロオーケストラの存在意義を認識してくれるよう活動することを目的とする。

第 3 条 前条の目的達成のため、次の活動を行う。

- (1) クラブ相互の会報等情報の交換
- (2) クラブ間の親睦・交流
- (3) 国、地方公共団体への音楽文化発展のための政策提言
- (4) 国、地方公共団体へのプロオーケストラ振興のための要請
- (5) 全国のオーケストラを聴くツアーの開催
- (6) プロオーケストラ支援のための各種活動
- (7) 演奏家と市民の掛け橋となる各種活動
- (8) その他目的達成のために必要と思われる活動

第 3 章 会員

第 4 条 本会の会員となる要件は次のとおりとし、1 オーケストラにつき 1 ファンクラブのみが会員登録できるものとする。

- (1) 広義のプロオーケストラのファンクラブであること。
- (2) オーケストラの設置団体から公認されている又はそれに準ずるクラブであること。

2 本会の活動に参加若しくは観察又は見学等を目的とする団体及び個人をオブザーバーとし、総会又は前条の活動に参加することができる。ただし、総会における議決権は有しない。

第 4 章 役員

第 5 条 本会に次の役員をおき、その任期は 4 年とする。再任はこれを妨げない。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 2 名
- (4) 幹事長 1 名
- (5) 幹事 若干名

第 6 条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時はこれを代理する。
- (3) 監事は、本会の会計を監査する。
- (4) 幹事長は、本会の行う活動の企画運営の責任を負う。
- (5) 幹事は、幹事長の指示のもと、本会の活動の企画立案を行う。

第7条 会長及び副会長は、各クラブの代表者の中から総会において選出する。

- 2 監事は、総会において選出する。
- 3 幹事長は、幹事の中から会長が指名する。
- 4 幹事は、会長、副会長及び監事以外の各クラブの代表者及び会長、副会長を選出したクラブの副会長又は事務局長に相当するものの中から又は当該クラブが推薦する者を会長が指名する。

第5章 事務局

第8条 本会に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長を置き、会長の属するクラブの事務局長に相当するものをもって充て、本会の事務を処理する。

第9条 事務局に会計を置き、会長の属するクラブの会計を相当するものをもって充て、本会の会計事務を処理する。

第6章 顧問

第10条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、本会の活動に有意義な助言を与えうる人格、識見に優れた人物を会長が委嘱する。

第7章 総会

第11条 総会は、本会の最高議決機関とし、年1回クラブの持ち回りにより開催し、運営基本方針、会則の改廃、役員の選出及び会計の収支決算に関する事項並びにこれらに関連する事項を審議する。

- 2 総会には、各クラブから人数の制限なく出席することができ、活動報告を行うことができる。
- 3 総会を主催するクラブは、総会開催に関する事務を所掌する。

第8章 会議

第12条 本会の会議は、役員会及び幹事会とする。

第13条 役員会は、会長、副会長、監事及び幹事長により構成し、総会議案の審議を行う。

- 2 役員会の会議は、会長が主宰し、必要に応じて招集する。
- 3 会議は、電子媒体により意見等を交換して行うことができる。
- 4 役員会の事務は、事務局が所掌する。

第14条 幹事会の会議は、幹事、事務局長及び会計により構成し、総会議案の立案、審議をし、役員会に提案し、及び運営実施計画の立案、審議をするとともに本会の運営にあたる。

- 2 幹事会の会議は、幹事長が主宰し、必要に応じて招集する。
- 3 会議は、電子媒体により意見等を交換して行うことができる。
- 4 幹事会の事務は、事務局が所掌する。

第9章 議事録

第15条 総会、役員会及び幹事会のあらましを議事録に記録する。

- 2 総会の議事録は、総会を主催したクラブが作成し、各クラブに配布する。
- 3 役員会及び幹事会の議事録は、主宰者が作成し、関係者に配布する。

第10章 会計

第16条 本会の運営は、会費その他の収入によって行う。

第11章 補則

第17条 この会則の改廃は、総会の承認によって行うものとする。

附 則

本会則は、平成18年11月11日から施行する。

附 則（平成21年10月18日高崎総会承認）

この会則の改正は、総会承認の日から施行し、平成21年3月26日から施行する。

附 則（平成22年9月4日名古屋総会承認）

- 1 この会則の改正は、総会承認の日から施行する。
- 2 第16条の会計に関する規定は、当分に間、幹事会で審議することとし、幹事会での決定があるまでは、第5条の役員のうち監事の選任及び第9条の会計の指名は行わないこととする。

附 則（平成29年11月18日金沢総会承認）

この会則の改正は、総会承認の日から施行する。